

令和 8 年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 議案第 87 号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」…… 1

II 所管事項説明

- 1 令和 8 年版県政レポート（案）について…………… 別途配布済
令和 8 年版県政レポート（案）について（変更分）…………… 2
- 2 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について…………… 11
- 3 令和 9 年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について…………… 21
- 4 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定について…………… 27
- 5 教職員の人材確保について…………… 33
- 6 三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針
（最終案）について…………… 38
- 7 審議会等の審議状況について…………… 49

令和 8 年 6 月 22 日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第 87 号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、授業料の納付時期の規定を整理するものです。

2 改正内容

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 9 条(支払の一時差止め)が削除されたことに伴い、同条に係る規定を条例第 8 条から削除します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

II 所管事項説明

1 令和8年版県政レポート（案）について（変更分）

令和8年版県政レポート（案）について、冊子配付後にK P I（重要業績評価指標）の暫定値が確認できたことから、記載内容を一部変更いたします。

※当資料では、「令和8年版県政レポート（案）」のページ番号を記載しています。

○施策14-5 誰もが安心して学べる教育の推進（274ページ）

「めざす姿の実現に向けた総合評価」（274ページ）

<変更後>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B	<p>不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学びが継続できるよう多様な支援に取り組みましたが、さらなる支援を進めるため、学校内外の専門機関につなげる取組を引き続き行う必要があります。</p> <p>令和7年度は、県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校としても開校し、不登校児童生徒等への支援を進めることで、社会的自立に向けた力を育むことができました。</p> <p>また、ヘルメット着用率の一層の向上に向けた課題は残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。</p>

<変更前>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B (見込)	<p>不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学びが継続できるよう多様な支援に取り組みましたが、さらなる支援を進めるため、学校内外の専門機関につなげる取組を引き続き行う必要があります。</p> <p>令和7年度は、県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校としても開校し、不登校児童生徒等への支援を進めることで、社会的自立に向けた力を育むことができました。</p> <p>また、ヘルメット着用率の一層の向上に向けた課題は残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。</p>

「不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合」(276 ページ)

<変更後>

2. KPI (重要業績評価指標) の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 75.0% 中学生 76.5% 高校生 53.1% (暫定値)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	c
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5%	小学生 64.8% 中学生 64.5% 高校生 36.3% (暫定値)	—	—	—

<変更前>

2. KPI (重要業績評価指標) の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	未確定	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5%	未確定	未確定	—	—

「①不登校の状況にある児童生徒への支援」（276～277 ページ）

＜変更後＞

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和 8 年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校内外の機関等に相談等をしていない不登校児童生徒のうち、教職員に継続的な相談等を行っていたのは、小学校 99.9%、中学校 99.9%、高等学校 99.5%となっているものの、高等学校では専門的な相談等をしていない生徒が多くなっており、専門的な相談等に積極的につなげていくことが必要です。そのため、スクールカウンセラー等を活用するよう学校の生徒指導担当者に改めて徹底するとともに、学校内外の機関等に相談等をしていない不登校生徒の多い高等学校に対しては、個別に指導助言の機会を設けるとともにスクールカウンセラー等の配置時間拡充について検討します。
- ・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、校内教育支援センター指導員への研修を行います。
- ・高校年代の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立を支援していく必要があります。そのため、引き続き、県立教育支援センターにおける通所者の支援の充実や来所に至っていない方への相談対応の一層の周知に取り組みます。
- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続する必要があります。そのため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行い、訪問型支援の充実に取り組みます。
- ・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校としての機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組みます。
- ・学校外で学ぶ子どもたちへの支援が求められています。そのため、引き続きフリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・不登校の状況にある児童生徒のためのオンラインの居場所づくりが求められています。そのため、メタバースや遠隔会議システムの活用に取り組みます。
- ・長期の欠席により学習に大きな空白ができないように対応する必要があります。そのため、県立高等学校において、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を引き続き実施します。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげる必要があります。そのため、「不登校の子どもへの保護者相談会」を引き続き実施します。
- ・保護者が気兼ねなく不登校に関する相談ができる環境が必要です。そのため、AI チャットを導入し、専門機関へつなげるモデル事業に取り組みます。
- ・不登校生徒の学習機会を確保する必要があります。そのため、引き続き1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行います。

<変更前>

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、校内教育支援センター指導員への研修を行います。
- ・高校年代の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立を支援していく必要があります。そのため、引き続き、県立教育支援センターにおける支援の充実に取り組みます。
- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続する必要があります。そのため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校としての機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組みます。
- ・学校外で学ぶ子どもたちへの支援が求められています。そのため、引き続きフリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・不登校の状況にある児童生徒のためのオンラインの居場所づくりが求められています。そのため、メタバースや遠隔会議システムの活用に取り組みます。
- ・長期の欠席により学習に大きな空白ができないように対応する必要があります。そのため、県立高等学校において、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を引き続き実施します。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげる必要があります。そのため、「不登校の子どもへの保護者相談会」を引き続き実施します。
- ・保護者が気兼ねなく不登校に関する相談ができる環境が必要です。そのため、AIチャットを導入し、専門機関へつなげるモデル事業に取り組みます。
- ・不登校生徒の学習機会を確保する必要があります。そのため、引き続き1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行います。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学びが継続できるよう多様な支援に取り組みましたが、さらなる支援を進めるため、学校内外の専門機関につなげる取組を引き続き行う必要があります。</p> <p>令和7年度は、県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校としても開校し、不登校児童生徒等への支援を進めることで、社会的自立に向けた力を育むことができました。</p> <p>また、ヘルメット着用率の一層の向上に向けた課題は残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校へのスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充(前年比 SC:8.7%増、SSW:4.2%増)し、教育相談体制の充実に取り組みました。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けた支援(9市町19校)に取り組みました。
- ・高校生年代における不登校の子どもたちを支援する県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援やカウンセリング等に取り組みました。
- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが市町の教育支援センターに対して助言しました。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を令和7年4月に開校し、学びの多様化学校としても運営しました。また、学校設置および運営に関する知見を市町等と共有するため、学校見学会を実施するとともに、令和7年度末には学びの多様化学校設置の手引きをまとめ、各市町に周知しました。
- ・フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に向けて、利用料の補助を行い、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ・不登校の状況にある児童生徒のため、メタバースや遠隔会議システムを活用したオンラインの居場所づくりに取り組みました。

- ・県立高等学校において、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる遠隔授業を実施しました。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、自己理解を深め他者との関わりを深化させる発展的・応用的なプログラムの作成に取り組みました。
- ・潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やSSWとの連携方法等についてまとめた活用ガイドブックを作成し、県内公立学校に周知しました。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもたちの保護者相談会」を引き続き実施しました(9会場 180名参加)。
- ・不登校生徒の学習機会を確保するため、1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行いました(42校で実施)。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しました(3,911回派遣)。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に対して、支援を行いました。
- ・高等学校において、日本語指導が必要な外国人生徒の社会的な自立に向けて、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー(3校で実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(14校22名参加)を開催しました。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みました(72人在籍)。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換するとともに、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。令和7年度の県立高校生のヘルメット着用率は、11.4%となり、調査を開始した令和5年度の4.6%と比較すると6.8ポイント、令和6年度の7.3%と比較すると4.1ポイント上昇しました。
- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全および防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行いました。
- ・各学校の交通安全・防犯教育の取組が充実するよう、公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組みました。
- ・地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組むため、学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。
- ・各学校における子どもの自死予防の取組を推進するため、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処する方法を学ぶための動画教材を作成し提供しました。
- ・各学校での生命(いのち)の安全教育の充実を図るため、文部科学省が作成した生命の安全教育の教材の紹介や、出前授業を行う専門機関・講師一覧の作成・提供などにより、学校における生命の安全教育の取組を支援しました。また、SCやSSWを対象に、性暴力や性被害に関する研修を実施し、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制を整えました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 75.0% 中学生 76.5% 高校生 53.1% (暫定値)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	c
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5%	小学生 64.8% 中学生 64.5% 高校生 36.3% (暫定値)	—	—	—
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 96.3%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	b
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 86.7%	—	—	—
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	100%	97.4%	100%	b
95.1%	97.0%	97.4%	96.2%	97.4%	—	—	—

3. 令和8年度の課題と取組方向
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・学校内外の機関等に相談等をしていない不登校児童生徒のうち、教職員に継続的な相談等を行っていたのは、小学校99.9%、中学校99.9%、高等学校99.5%となっているものの、高等学校では専門的な相談等をしていない生徒が多くなっており、専門的な相談等に積極的につなげていく必要があります。そのため、スクールカウンセラー等を活用するよう学校の生徒指導担当者に改めて徹底するとともに、学校内外の機関等に相談等をしていない不登校生徒の多い高等学校に対しては、個別に指導助言の機会を設けるとともにスクールカウンセラー等の配置時間拡充について検討します。 ・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、校内教育支援センター指導員への研修を行います。 ・高校年代の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立を支援していく必要があります。その

ため、引き続き、県立教育支援センターにおける通所者の支援の充実や来所に至っていない方への相談対応の一層の周知に取り組みます。

- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続する必要があります。そのため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行い、訪問型支援の充実に取り組みます。
- ・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校としての機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組みます。
- ・学校外で学ぶ子どもたちへの支援が求められています。そのため、引き続きフリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・不登校の状況にある児童生徒のためのオンラインの居場所づくりが求められています。そのため、メタバースや遠隔会議システムの活用により引き続き取り組みます。
- ・長期の欠席により学習に大きな空白ができないように対応する必要があります。そのため、県立高等学校において、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を引き続き実施します。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげる必要があります。そのため、「不登校の子どもへの保護者相談会」を引き続き実施します。
- ・保護者が気兼ねなく不登校に関する相談ができる環境が必要です。そのため、AIチャットを導入し、専門機関へつなげるモデル事業に取り組みます。
- ・不登校生徒の学習機会を確保する必要があります。そのため、引き続き1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行います。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、引き続き、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。そのため、巡回相談員を増員して日本語指導や適応指導、保護者への支援、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組への支援を行います。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒が、地域において社会的自立を果たし、社会の一員として活躍することが求められています。そのため、高等学校では、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及させるとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高める必要があります。そのため、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイクサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につながる取組を進めます。
- ・子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進する必要があります。そのため、学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒による通学路の安全点検や安全マップづくりの実施や、高校生が小中学生に対し交通安全および防犯について講義する出前授業等を行います。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させる必要があります。そのため、小学校および高等学校の教員を対象とした防犯講習会と、中学校教員を対象とした交通安全講習会を実施します。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生しています。そのため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・子どもの自死予防に取り組む必要があります。そのため、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための方法を学ぶ動画教材を引き続き活用します。
- ・生命(いのち)の安全教育において、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制整備を進

める必要があります。そのため、生命の安全教育に係る教材や専門機関を紹介するなどして学校における生命の安全教育の取組を支援します。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とする性暴力や性被害に関する研修を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	223	101	514	166	181
概算人件費	14,683	14,318	15,288	14,895	—
(配置人員)	(1,650 人)	(1,623 人)	(1,685 人)	(1,638 人)	—

2 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について

1 概要

令和6年度から令和9年度までの4年間の計画期間とした「三重県教育ビジョン」は、6つの基本施策と32の施策で構成されており、施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組を進めました。

令和7年度の目標達成状況について、A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）となった指標は88.1%でした。

なお、KPIの達成状況をふまえて、一部の目標値を変更しています。

【目標達成状況】

令和7年度目標に対する実績値の割合

A（進んだ）：100%

B（ある程度進んだ）：85%以上 100%未満

C（あまり進まなかった）：70%以上 85%未満

D（進まなかった）：70%未満

2 施策の目標達成状況（詳細は別紙）

令和8年6月15日現在

基本施策	施策の目標達成状況				
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかった	D 進まなかった	未確定
(1)未来の礎となる力の育成	9	10	2	0	0
(2)未来を創造し社会の担い手となる力の育成	4	7	0	0	0
(3)特別支援教育の推進	3	1	0	0	0
(4)いじめや暴力のない学びの場づくり	2	6	0	1	1
(5)誰もが安心して学べる教育の推進	4	5	2	2	0
(6)学びを支える教育環境の整備	9	7	0	1	0
合計	31 (40.8%)	36 (47.3%)	4 (5.3%)	4 (5.3%)	1 (1.3%)

88.1%

3 今後の方針

令和7年度の目標達成状況をふまえ、引き続き各施策の目標達成に向けて取り組んでいきます。

三重県教育ビジョン KPI（重要業績評価指標）の達成状況と評価（令和7年度）

【基本施策1】未来の礎となる力の育成

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 92.1% 中学生 90.6%	小学生 90.6% 中学生 89.0%	小学生 93.1% 中学生 91.9%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 90.8% 中学生 89.5%	小学生 91.0% 中学生 90.0%	
	自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 82.4% 中学生 83.7%	小学生 83.0% 中学生 81.5%	小学生 85.1% 中学生 86.8%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 83.5% 中学生 81.8%	小学生 84.0% 中学生 82.0%	
② 確かな学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 96.5 中学生 98.3	小学生 99.0 中学生 100.0	小学生 97.3 中学生 96.6	小学生 0.98(B) 中学生 0.97(B)	小学生 100.0 中学生 101.0	小学生 101.0 中学生 102.0	
	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 81.3% 中学生 82.4%	小学生 81.0% 中学生 86.7%	小学生 78.8% 中学生 80.1%	小学生 0.97(B) 中学生 0.92(B)	小学生 81.7% 中学生 87.4%	小学生 82.4% 中学生 87.4%	
③ 幼児教育の推進	幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数	23市町	26市町	25市町	26市町	1.00(A)	27市町	29市町	
④ 人権教育の推進	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	94.1%	94.0%	97.3%	94.4%	0.97(B)	100%	100%	
⑤ 道徳教育の推進	道徳の授業で、「考え、議論」している子どもたちの割合	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 86.9% 中学生 91.8%	小学生 84.5% 中学生 88.7%	小学生 86.7% 中学生 91.4%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 85.7% 中学生 89.4%	小学生 87.0% 中学生 90.0%	

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
⑥ 読書活動・文化芸術活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生61.1% 中学生59.0% (参考値)	小学生 58.6% 中学生 47.0%	小学生50.4% 中学生36.4%	小学生0.86(B) 中学生0.77(C)	小学生 59.3% 中学生 48.2%	小学生 60.0% 中学生 49.4%	読書活動のネットワーク「本よもうねっとMIE」の拡大により、読書活動を推進するため、ネットワークの会員数の増加に取り組みました。R7は98（中学校8、公民館等26等）増の514の会員のもと、SNS等での情報発信による読書活動の推進に取り組みましたが、一斉読書をした学校の割合や公民館等における児童書の貸出冊数の増加にはつながりませんでした。
	高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数	2,893回 (R4)	2,740回 (R5)	3,152回	2,755回 (R6)	0.87(B)	3,239回	3,325回	
⑦ 健康教育・食育の推進	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合	60.4%	75.8%	80.0%	84.2%	1.00(A)	90.0%	100%	
	朝食を食べている子どもたちの割合	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 93.5% 中学生 91.6%	小学生 94.4% 中学生 92.3%	小学生 92.9% 中学生 91.9%	小学生 0.99(B) 中学生 0.99(B)	小学生 94.8% 中学生 92.7%	小学生 95.1% 中学生 93.1%	
⑧ 体力の向上と運動部活動改革の推進	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 38.8% 中学生 72.9%	小学生 42.8% 中学生 78.0%	小学生 35.6% 中学生 71.4%	小学生 0.83(C) 中学生 0.92(B)	小学生 44.1% 中学生 78.2%	小学生 45.3% 中学生 78.4%	身近に運動部活動や地域クラブ活動の環境がある中学生に比べ、小学生の達成状況が低い状況があります。そのため、自ら進んで体を動かすきっかけづくりとして、新たに「体力向上トライアル運動」の取組を開始しました。小学校体育指導充実非常勤講師配置校の15校を指定協力校として取組を進め、15校中12校で運動時間の増加が見られました。また、指定協力校の取組を実践報告集として配布し、周知を進めましたが、全体への波及には至らず、目標を達成することができませんでした。
	運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合	51.0%	88.5%	83.0%	91.9%	1.00(A)	100%	100%	

※実績値に(参考値)とある指標は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問調査の結果から算出することとしていましたが、同調査から質問項目が削除されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から算出しています。

【基本施策2】未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① キャリア教育の推進	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 91.0% 中学生 91.7% 高校生 73.5%	小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	小学生 90.9% 中学生 91.7% 高校生 70.8%	小学生 0.92(B) 中学生 0.93(B) 高校生 0.87(B)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%	
	学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	82.8%	82.3%	96.0%	86.7%	0.90(B)	100%	100%	
② グローカル教育の推進	国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの数	中学生 898人 高校生 245人	中学生 2,191人 高校生 273人	中学生 2,200人 高校生 280人	中学生 2,091人 高校生 387人	中学生 0.95(B) 高校生 1.00(A)	中学生 2,250人 高校生 300人	中学生 2,250人 高校生 320人	
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 83.8% 中学生 77.7%	小学生 79.0% 中学生 69.3%	小学生 82.0% 中学生 77.4%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 79.5% 中学生 69.6%	小学生 80.0% 中学生 70.0%	
③ 新たな価値を創り出す力の育成	困難だと思えることでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	76.0%	79.4%	82.8%	80.8%	0.98(B)	83.8%	84.8%	
	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	38校	42校	47校	44校	0.94(B)	52校	56校	
④ 主体的に社会を形成する力の育成	地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	63.9%	69.7%	77.3%	77.3%	1.00(A)	79.7%	82.1%	

【基本施策3】特別支援教育の推進

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合	82.5% (R4)	82.1%	90.0%	82.1%	0.91 (B)	95.0%	100%	
	通級による指導を担当する教職員に対する研修の受講者数（累計）	60人	121人	130人	153人	1.00 (A)	180人	210人	
② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (R4)	100%	100%	100%	1.00 (A)	100%	100%	
	特別支援学校における交流および共同学習の実施回数	756回 (R4)	900回	900回	959回	1.00 (A)	1,000回	1,100回	

※網かけ部分は、目標値を変更した箇所です。

【基本施策4】いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① いじめや暴力をなくす取組の推進	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	88.5%	88.1%	97.0%	87.8%	0.91(B)	100%	100%	暴力行為による被害の重大化を防ぐために、ささいな行為についても積極的に把握していることから、目標の達成には至りませんでした。
	小中高等学校における暴力行為の発生件数	7.6件 (R4)	9.7件 (R5)	6.6件	11.8 (暫定値)	0.56(D) (暫定値)	6.0件	6.0件	
② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	小学生 94.9% 中学生 96.7% 高校生 92.7%	小学生 0.96(B) 中学生 0.97(B) 高校生 0.94(B)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	
③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	92.1% (R4)	94.6% (R5)	100%	未確定 (6月下旬頃確定)	未確定 (6月下旬頃確定)	100%	100%	
	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5%	小学校 93.9% 中学校 99.3% 高等学校 95.5%	小学校 98.7% 中学校 98.0% 高等学校 97.8%	小学校 96.2% 中学校 100% 高等学校 94.3% (暫定値)	小学校 0.97(B) 中学校 1.00(A) 高等学校 0.96(B) (暫定値)	小学校 99.4% 中学校 99.0% 高等学校 98.9%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	
④ いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合	100% (R4)	100% (R5)	100%	100% (暫定値)	1.00(A) (暫定値)	100%	100%	

※実績値に（暫定値）とある指標は、6月末ごろに確定予定です。

【基本施策5】誰もが安心して学べる教育の推進

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① 不登校の状況にある児童生徒への支援	学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校の子どもの割合	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5% (R5)	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 64.8% 中学生 64.5% 高校生 36.3% (暫定値)	小学生 0.75 (C) 中学生 0.77 (C) 高校生 0.53 (D) (暫定値)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	不登校児童生徒数の増加に伴い、専門的な相談を受けられる機関やスクールカウンセラーなどへの需要がこれまで以上に高まっているため、目標には到達できませんでした。なお、専門的な相談・指導を受けた児童生徒数は前年より増加しています。
	不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数（累計）	18校	28校	30校	32校	1.00 (A)	36校	53校	
② 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成	日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 86.7%	小学生 1.00 (A) 中学生 1.00 (A) 高校生 0.96 (B)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	
③ 防災教育・防災対策の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.9%	92.5%	100%	98.6%	0.99 (B)	100%	100%	
④ 子どもたちの安全・安心の確保	通学路の安全対策が実施された箇所の割合	97.0% (R4)	96.2%	100%	97.4%	0.97 (B)	100%	100%	高校生の自損事故を含む加害事故件数は、過去5年間で最も発生件数が多かったR5年度の174件から33件減の141件となっています。各学校では関係機関と連携した交通安全指導等を実施しているものの、目標値には到達できませんでした。なお、141件のうち129件が自転車事故であり、自転車乗車中の事故が依然として多くなっています。(R5年度の自転車事故は156件)
	子どもが加害者となった交通事故の件数	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 29件 高校生 132件	小中学生 23件 高校生 70件	小中学生 26件 高校生 141件	小中学 0.88 (B) 高校生 0.50 (D)	小中学生 10件 高校生 35件	小中学生 0件 高校生 0件	

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
⑤ 学びの セーフティ ネットの構 築・学びの継 続	子どもの居場所数	232	300	350	341	0.97(B)	407	408	
	中途退学した高校生の割合	0.40% (R4)	0.29% (R5)	0.36%	0.18% (暫定値)	1.00(A) (暫定値)	0.34%	0.32%	

※実績値に（暫定値）とある指標は、6月末ごろに確定予定です。

【基本施策6】学びを支える教育環境の整備

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況がC又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
① 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	52.5%	52.0%	58.0%	58.3%	1.00(A)	60.0%	62.0%	
	リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 72.1% 中学校 75.7% 県立学校 58.6%	小学校 73.0% 中学校 76.0% 県立学校 59.0%	小学校 71.9% 中学校 66.4% 県立学校 57.7%	小学校 0.98(B) 中学校 0.87(B) 県立学校 0.98(B)	小学校 74.0% 中学校 77.0% 県立学校 60.0%	小学校 75.0% 中学校 78.0% 県立学校 61.0%	
	コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	100% (R4)	100%	100%	100%	1.00(A)	100%	100%	
② 学校における働き方改革の推進	総勤務時間に関する教職員の満足度	2.39	2.50	2.56	2.51	0.98(B)	2.65	2.73	
③ ICTを活用した教育の推進	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 71.3% 中学生 72.2% (参考値)	小学生 70.5% 中学生 63.5%	小学生 72.7% 中学生 71.1% (参考値)	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 71.5% 中学生 64.5%	小学生 72.5% 中学生 65.5%	
	1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	83.6%	86.0%	95.6%	86.6%	0.91(B)	100%	100%	
④ 地域とともにある学校づくり	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 95.0% 中学校 92.5%	小学校 100% 中学校 100%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	
⑤ 学校の特色化・魅力化	授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合	81.8%	83.1%	84.5%	83.5%	0.99(B)	85.5%	86.5%	

施策名	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
⑥ 学校施設の整備	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数（累計）	41棟	48棟	59棟	59棟	1.00 (A)	69棟	78棟	
⑦ 家庭での学びの応援	家庭での学びを提供するホームページ「みっぐる広場」に掲載したコラム数（累計）	76 (R4)	113	150	141	0.94 (B)	180	210	
	家庭教育を応援する人材の養成数（「みえの親スマイルワーク」の進行役）（累計）	21人 (R4)	73人	95人	115人	1.00 (A)	120人	145人	
⑧ 社会教育の推進と地域の教育力の向上	公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数	10市町 (R4)	20市町	22市町	22市町	1.00 (A)	26市町	29市町	
⑨ 文化財の保存・活用・継承	三重県内の国・県指定等文化財数（累計）	1,223件 (R4)	1,236件	1,255件	1,245件	0.69 (D)	1,271件	1,287件	毎年度16件増加の目標に対し、R7度は14件の新指定・登録があり、ほぼ目標を達成できていましたが、国による文化財の買取等、5件の解除・抹消等があったことから9件の増加に留まりました。

※実績値に（参考値）とある指標は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問調査の結果から算出することとしていましたが、同調査から質問項目が削除されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から算出しています。

3 令和9年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高校の募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高校進学率、県内外への流入流出の状況、中学生の進路状況や高校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、「公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資する」ことを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえて協議することとしています。

なお、募集定員総数が策定された後は、県教育委員会と私立高校それぞれが、学校ごとの募集定員を策定しています。

[提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実に必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度とすることが見込まれる。

2 令和9年度募集定員総数の策定

(1) 令和9年3月中学校卒業見込み人数

令和9年3月の県内の中学校卒業生数は、令和8年3月の卒業生数15,511人に比べ208人減少し、15,303人となることが見込まれます。【資料1①②】

(2) 令和9年度県内全日制高校入学見込み人数

全日制課程の募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数(①)に、全日制計画進学率(②：来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合)と流出入率(④：全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合)を乗じて算出しています。

※()内は前年度比

① 令和9年3月中学校卒業見込み人数 **15,303人 (▲208)**

※R8.5.1調査の数値に基づき算出。この項のみR8.3中学校卒業生数(実績値)との差

② 全日制計画進学率 **87.6% (▲0.5)**

卒業年月	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
12月希望	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%	87.8%	87.6%	87.2%
実績進学率	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%	86.6%	86.1%	85.9%
					87.6%			

※毎年中学校3年生に実施している12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合と、実際に全日制高校に進学した実績進学率を用いて、1～3年前の進路希望調査と4、5年前の実績進学率の5か年平均値で算出

③ 令和9年度全日制高校進学見込み人数(①×②) **13,405人 (▲265)**

④ 流出入率 **98.7% (±0.0)**

卒業年月	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
流出入率	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%	98.7%	98.6%	98.9%
					98.7%			

※県内の公立私立全日制高校への入学者数(県外からの入学者数を含む)を、県内中学校から国公立私立全日制高校への進学者数(県外への進学者数を含む)で割った値の5か年平均値で算出

⑤ 令和9年度県内全日制高校入学見込み人数(③×④) **13,231人 (▲261)**

(3) 令和9年度県立高等学校募集定員総数

ア 公私協における協議

(令和8年度募集定員総数について)

令和7年度の公私協では、三重県私学協会より公私協に対し、授業料の実質無償化を理由に、令和8年度の私立高校募集定員総数については令和7年度のまま維持したい旨の申出書が提出されました。

協議の結果、公私それぞれが、県内全日制高校入学見込み人数が265人減少すること、生徒の進路保障や県民の理解を得るなど提言の理念を尊重することをふまえ、令和7年度の各募集定員総数の範囲内で策定することとなりました。

このことを受け、県教育委員会は、令和8年度の県立高校の募集定員総数を、令和7年度の10,240人に比べ240人少ない10,000人としました。

なお、私立高校の募集定員総数については、令和7年7月の公表時には、令和7年度と同数の3,565人としていましたが、その後、三重県私学協会から県へ、令和7年度より115人多い3,680人になったとの報告がありました。

(令和9年度募集定員総数について)

令和8年度の公私協では、無償化の影響など今春の中学校卒業者の進路状況について検証したうえで、令和9年度募集定員総数については、以下のとおり策定することとなりました。

令和9年度の募集定員総数については、私立高校授業料の実質無償化や、公立高校におけるネクストハイスクール構想など、中学生の進路選択に大きな影響を与えうる要素が新たに生じていることから、当面、中学生の志望動向を注視していく必要があります。

こうしたことから、令和9年度募集定員総数については、公私それぞれが、中学生の進路保障、県民の理解、多様な選択肢の維持など提言の理念をふまえたうえで、県内全日制高校入学見込み人数が261人減少することを勘案し、令和7年7月公表時の募集定員総数（県立10,000人、私立3,565人）を上限に、募集定員を策定することとする。

イ 全日制課程

公私協における協議や今春の県立高校への入学状況等をふまえ、前年度の10,000人に比べ240人少ない9,760人となりました。

令和9年度県立高等学校全日制募集定員総数 9,760人 (▲240)

《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,565人 (± 0)
- ・ 公私比率 県立：私立=73.8%：26.9%
(▲0.3：+0.5)
- ・ 重なり(※) $9,760 + 3,565 - 13,231 = 94$ 人 (+21)
0.7% (+0.2)

(※)募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員(重なり)として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものです。

ウ 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

エ 通信制課程

前年度と同数の500人を募集することとしました。

3 今後の対応

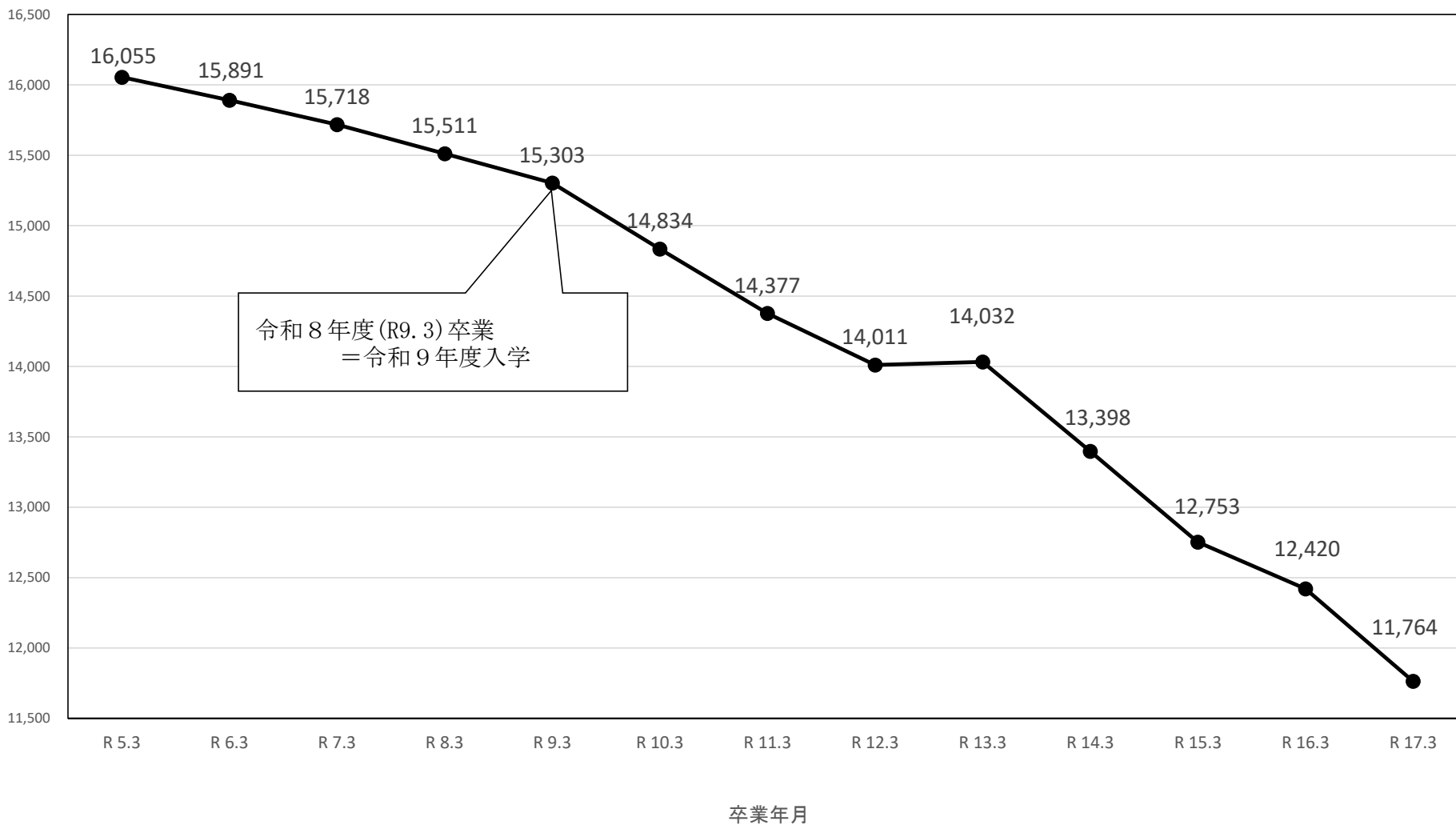
各県立高校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分に与えることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。(※各私立高校の募集定員についても、県私学協会から同日公表予定)

また、令和8年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」において、令和10年度以降の公私比率等について検討を進め、今年度中に考え方をとりまとめる予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

資料 1 ①

令和8年5月1日 教育政策課調べ



三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和8年5月1日 教育政策課調べ

		R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 卒業	R 8.3 卒業	R 9.3 現中3	R 10.3 現中2	R 11.3 現中1	R 12.3 現小6	R 13.3 現小5	R 14.3 現小4	R 15.3 現小3	R 16.3 現小2	R 17.3 現小1
桑名	卒業生数	1,979	1,956	1,988	1,917	1,943	1,904	1,829	1,816	1,764	1,733	1,665	1,602	1,456
	前年度対比		-23	32	-71	26	-39	-75	-13	-52	-31	-68	-63	-146
	R8.3対比					26	-13	-88	-101	-153	-184	-252	-315	-461
四日市	卒業生数	3,437	3,422	3,438	3,444	3,347	3,315	3,239	3,064	3,190	3,079	2,904	2,790	2,883
	前年度対比		-15	16	6	-97	-32	-76	-175	126	-111	-175	-114	93
	R8.3対比					-97	-129	-205	-380	-254	-365	-540	-654	-561
小計	卒業生数	5,416	5,378	5,426	5,361	5,290	5,219	5,068	4,880	4,954	4,812	4,569	4,392	4,339
	前年度対比		-38	48	-65	-71	-71	-151	-188	74	-142	-243	-177	-53
	R8.3対比					-71	-142	-293	-481	-407	-549	-792	-969	-1,022
鈴鹿	卒業生数	2,221	2,413	2,268	2,267	2,223	2,091	2,090	2,086	2,052	1,869	1,770	1,810	1,714
	前年度対比		192	-145	-1	-44	-132	-1	-4	-34	-183	-99	40	-96
	R8.3対比					-44	-176	-177	-181	-215	-398	-497	-457	-553
津	卒業生数	2,655	2,636	2,527	2,537	2,454	2,453	2,372	2,296	2,273	2,215	2,180	2,029	1,931
	前年度対比		-19	-109	10	-83	-1	-81	-76	-23	-58	-35	-151	-98
	R8.3対比					-83	-84	-165	-241	-264	-322	-357	-508	-606
伊賀	卒業生数	1,421	1,408	1,451	1,366	1,389	1,357	1,291	1,209	1,184	1,148	1,059	1,003	926
	前年度対比		-13	43	-85	23	-32	-66	-82	-25	-36	-89	-56	-77
	R8.3対比					23	-9	-75	-157	-182	-218	-307	-363	-440
小計	卒業生数	6,297	6,457	6,246	6,170	6,066	5,901	5,753	5,591	5,509	5,232	5,009	4,842	4,571
	前年度対比		160	-211	-76	-104	-165	-148	-162	-82	-277	-223	-167	-271
	R8.3対比					-104	-269	-417	-579	-661	-938	-1,161	-1,328	-1,599
松阪	卒業生数	1,934	1,856	1,879	1,811	1,800	1,760	1,571	1,611	1,629	1,602	1,485	1,523	1,356
	前年度対比		-78	23	-68	-11	-40	-189	40	18	-27	-117	38	-167
	R8.3対比					-11	-51	-240	-200	-182	-209	-326	-288	-455
伊勢	卒業生数	1,925	1,727	1,753	1,722	1,714	1,562	1,568	1,591	1,536	1,438	1,346	1,382	1,234
	前年度対比		-198	26	-31	-8	-152	6	23	-55	-98	-92	36	-148
	R8.3対比					-8	-160	-154	-131	-186	-284	-376	-340	-488
尾鷲	卒業生数	220	213	181	197	195	152	165	139	153	136	129	127	113
	前年度対比		-7	-32	16	-2	-43	13	-26	14	-17	-7	-2	-14
	R8.3対比					-2	-45	-32	-58	-44	-61	-68	-70	-84
熊野	卒業生数	263	260	233	250	238	240	252	199	251	178	215	154	151
	前年度対比		-3	-27	17	-12	2	12	-53	52	-73	37	-61	-3
	R8.3対比					-12	-10	2	-51	1	-72	-35	-96	-99
小計	卒業生数	4,342	4,056	4,046	3,980	3,947	3,714	3,556	3,540	3,569	3,354	3,175	3,186	2,854
	前年度対比		-286	-10	-66	-33	-233	-158	-16	29	-215	-179	11	-332
	R8.3対比					-33	-266	-424	-440	-411	-626	-805	-794	-1,126
県内合計	卒業生数	16,055	15,891	15,718	15,511	15,303	14,834	14,377	14,011	14,032	13,398	12,753	12,420	11,764
	前年度対比		-164	-173	-207	-208	-469	-457	-366	21	-634	-645	-333	-656
	R8.3対比					-208	-677	-1,134	-1,500	-1,479	-2,113	-2,758	-3,091	-3,747

4 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定について

教育委員会では、県立高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒にこれからの時代に求められる学びを提供し、生徒の社会性・人間性を育む場であり続けられるよう、県立高校のさらなる活性化を図るため、県立高等学校活性化計画（以下「計画」という。）を策定しています。

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、令和8年度中に次期計画を策定します。

1 次期計画の策定に係る令和7年度までの状況

次期計画の策定に向けて検討するにあたっては、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模のあり方について諮問しました。当該諮問については、推進会議に設置された県立高等学校の在り方調査研究部会を中心に議論が行われ、令和8年3月、推進会議から教育委員会に答申がありました。

また、令和8年2月、国から「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）が示されました。グランドデザインでは、都道府県に対し、その内容をふまえ、地域の実情等を十分に勘案し、高校改革を広く進めるための「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定することが求められています。また、国は、その実行計画を着実に実現できるよう、基金や交付金等により支援することとしています。

【資料1】

県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について（答申）【概要】

2 次期計画の策定に係る令和8年度の状況

国の基金や交付金等を活用しつつ、グランドデザインが示す専門高校の機能強化・高度化や、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化などに取り組むことは、県立高校の一層の活性化を図ることにつながります。

こうしたことから、次期計画を策定するにあたっては、推進会議からの答申をふまえつつ、国が策定を求める実行計画としても位置付けられるよう検討を進めています。

5月20日に開催した第1回推進会議では、次期計画の骨子（案）を示し、協議が行われました。主な意見は次のとおりです。

- グランドデザインは、生徒を労働市場における人材としてとらえているという印象を受けるが、教養を身に付けるなど、人格形成の視点も重要である。
- 教育には変えてはならない部分がある一方で、A I への対応など、新たな課題への対応も必要になる。
- 高校改革の必要性を明示することで、適正規模や統廃合の必然性が伝わりやすいものになると考える。
- これからの高校の活性化に向けては、新たな取組を積み重ねるだけでなく、削るべきことは削るなど、現場の教員が疲弊しないよう検討すべきである。
- 過去に進路指導した経験の中で、私立高校を選択した理由に学校施設を挙げている生徒がいた。校舎の老朽化の状況もふまえ、統廃合の際は既存の校舎をそのまま使うのではなく、新たな校舎を建てることを検討してもらいたい。

【資料 2】

次期県立高等学校活性化計画 骨子（案）

3 今後の進め方

令和 8 年度中の次期計画の策定に向けて、第 1 回推進会議での意見等をふまえて素案を作成し、引き続き推進会議において協議を行ってまいります。

また、児童生徒等の意見を聞く機会の確保やパブリックコメント制度に基づく意見の募集等を通じて、広く意見を伺いながら検討を進めてまいります。

県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について 答申(概要)

1 背景

三重の教育

- 三重県教育施策大綱
- 三重県教育ビジョン
- 県立高等学校活性化計画

三重の現状

- 中学校卒業生数の減少
- 専門学校生の割合が全国比で大きい
- 人口が県内全域に分散
- 通信制課程の生徒の増加
- 卒業後就職する生徒の割合が全国比で大きい
- 学校施設の老朽化が著しい

2 基本的な考え方

生徒ファースト

生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする

生徒が希望する学びを選択できる環境を整える

- ※生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置
- ※それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供

価値観の異なる多くの級友と出会える環境にする

3 学びの在り方

(1) 課程

- 異なる課程の学校間連携
- 複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入

(2) 学科

- 普通科のコースの充実
- 普通科と専門学科との併設
- 総合学科への改編

(3) 学校施設

- 共用空間等による学びを支える教育環境の整備
- ※県立高等学校の再編の議論と一体となって進めることが必要

(4) 地域・企業との連携

- 地域・企業と連携し、社会全体で取組を推進

(5) 県立高等学校の強みを生かした取組

- ICTを活用した遠隔授業の実施
- 他校で修得した単位の認定等の学校間連携
- 県立高等学校の全ての生徒を対象とした体験型学習等の実施

4 配置及び規模の在り方

通学条件

通学時間は、できれば60分以内、少なくとも90分以内

地域における配置

それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供
※難しい場合には複数の地域を一つのまとまりとして配置

規模の考え方

- 多様な学びの選択肢の提供
 - 多くの級友と出会える環境の提供
 - 学校行事や部活動の充実
- 一定の規模があることが望ましい

適正規模

1 学年4 学級～8 学級
※大学進学ニーズに応える学校は1 学年6 学級以上
※1 学年4 学級以上の配置が難しい地域は、1 学年2 学級・3 学級

5 子どもたちに選ばれる県立高等学校

- スクール・ミッション、スクール・ポリシーの分かりやすい発信
- コミュニティ・スクールの仕組みなどを通じた保護者や地域住民の意見の反映

次期県立高等学校活性化計画 骨子（案）

1 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
 - ・ 計画の位置付け
- (2) 計画期間
 - ・ 令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

2 現状・課題

デジタル技術の発展、産業構造の変化、中学校卒業生数の減少、学びのニーズの変化、学校施設の老朽化、私立高校の無償化、国が高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を策定

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

- ・ 生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする。
- ・ 三重県教育ビジョンに掲げる「子どもたちに育みたい力」や「教育ビジョンを貫く視点」といった理念を大切にす。

4 県立高等学校活性化の取組

- (1) 未来の礎となる力の育成
自己肯定感を涵養する教育、キャリア教育、グローバル教育、探究的な学び、人権教育、主権者教育、消費者教育、平和教育、情報活用能力の育成 等
- (2) 誰もが安心して学べる教育の推進
特別な支援を要する生徒への支援、いじめや暴力のない学びの場づくり、不登校の状況にある生徒への支援、外国につながる生徒への支援、防災教育、生命（いのち）の安全教育 等
- (3) 学びを支える教育環境の整備
教職員の資質向上、学校における働き方改革、ICTやAIを活用できる環境の整備、地域との連携・協働、学校施設の整備 等

5 県立高等学校の活性化に向けた学校の配置及び規模

- ・ 生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置する。
- ・ それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供する。
- ・ 学校を、価値観の異なる多くの級友と出会える環境にする。

(1) 配置

- ・ 通学時間は、できれば 60 分以内、少なくとも 90 分以内。
- ・ それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供

(2) 規模

- ・ 原則、1 学年 4 学級から 8 学級まで。なお、大学進学ニーズに応える学校は 1 学年 6 学級以上。
- ・ 例外として、1 学年 4 学級以上の配置が難しい地域及び県内唯一の学科や学びの形態を有する学校については、1 学年 3 学級以下の規模であっても配置（少なくとも 1 学年 2 学級以上）。

6 県立高等学校の課程・学科の目指す姿

(1) 課程

全日制、定時制、通信制

(2) 学科

普通科・普通科系専門学科、職業系専門学科、総合学科

7 社会の変化に対応する高校教育の推進

(1) 先導拠点

- ア アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援に関する拠点校
- イ 理数系人材育成支援に関する拠点校
- ウ 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に関する拠点校

(2) 先導拠点の取組の展開

- ・ 先導拠点の取組や成果を他の高校に共有、普及

8 K P I（重要業績評価指標）

- ・ 国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）が示す 2040 年までに達成を目指す目標を踏まえ、計画期間が終了する令和 13 年度末までに達成を目指す目標を設定。

9 県立高等学校活性化の実現に向けた取組方針

(1) 計画の進捗管理

- ・ 三重県教育改革推進会議等の場を活用する。

(2) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・ 「高等学校活性化推進協議会」を各地域に設置し、以下の考え方に基づき具体的な協議を行う。

(北勢地域)



(鈴鹿亀山地域)



(津地域)



(松阪地域)



(伊勢志摩地域)



(伊賀地域)



(紀北地域)



(紀南地域)



(3) 各学校におけるマネジメントの推進

5 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

① 欠員状況

本県では、令和8年度の6月1日時点において11人（小学校3人、中学校2人、高等学校4人、特別支援学校2人）の教員不足が生じています。

(単位：人)

	令和6年度			令和7年度			令和8年度	
	4月 始業日	6月 1日	12月 1日	4月 始業日	6月 1日	12月 1日	4月 始業日	6月 1日
小学校	5	12	17	2	3	11	0	3
中学校	6	6	5	2	3	10	2	2
高等学校	1	4	3	0	0	2	1	4
特別支援学校	0	9	7	7	5	10	1	2
計	12	31	32	11	11	33	4	11

② 教員採用選考試験

(ア) 全体状況(下表①)

令和9年度教員採用選考試験(以下、「採用試験」という)における申込者数(大学3年生等特別選考を除く)は1,646人(前年度比112人減)となり、記録が残る平成6年度採用以降で最少となりました。

一方で、これまで実施してきた教職の魅力発信の取組等により、学生の申込者数は561人と、前年度比28人の増加に転じました。

(イ) 大学3年生等特別選考(下表②)

大学3年生等が通常の採用試験より早期に第1次試験を受験できる「大学3年生等特別選考」(令和7年度採用試験より実施)の申込者数は457人となり、前年度から232人大幅に増加しました。これは、対象校種を従来の小学校教諭から全ての校種・教科等へ拡大した試験制度の見直しによるものです。

(単位：人、倍)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
申込者数 ①	2,228	1,919	1,758	1,646
うち、学生(短大、大学院含む)	690	550	533	561
申込倍率	4.7	3.5	3.0	3.1
【参考】受験者数	2,057	1,843	1,666	-
【参考】受験倍率	4.3	3.4	2.9	-
大学3年生等特別選考申込②	-	(小のみ) 167	(小のみ) 225	457
申込者全体 ①+②	2,228	2,086	1,983	2,103

(2) 今後の課題

① 教職を選択する人材の確保

教員免許を取得した上で教員を志望する若者を増やすためには、引き続き教職の魅力向上を図るとともに、大学生、高校生および社会人等のターゲットに応じた効果的な情報発信に取り組む必要があります。

② 教育系学科以外の学生の確保

3年前（令和6年度）と比較すると、採用試験の全体申込者数は582人減（約26%減）となり、そのうち学生の申込者数は129人減（約19%減）となっています。教育系学科の学生の申込が多い「小中学校」と比べて、教育系以外の学生の申込が多い「高等学校」が大幅に減少しています。

今後は、教育系以外の学科に所属する学生等に対してアプローチが必要であるほか、人手不足により他業務・職種の就職機会が増えている中で、採用試験の工夫・改善や教職の魅力発信を進めていく必要があります。

③ 講師の確保と潜在層の掘り起こし

教員の年齢構成の変化に伴い、産休・育休を取得する教員が増加しており、年度途中における代替講師の需要が高まっています。

また、教員の大量退職の影響により教員採用数が増加し、それに伴い講師経験者の合格者も増えたため、講師名簿登録者（※）が減少しており、代替講師の確保が難しくなっています。

このため、退職者や教員免許を保有しながら現在は教員に就いていない方など、潜在的な人材の掘り起こしと、講師の確実な確保に向けて取り組む必要があります。

※講師名簿登録者：教員免許を持っていて教職に就いていない者や教員採用試験の不合格者で、退職や産休・育休時の代替講師として任用を希望する者。

2 令和8年度の実施

引き続き、採用試験の受験者数の確保に取り組むとともに、講師確保に向けた取組を進めます。

(1) ターゲットに応じたアプローチ

① 大学生へのアプローチ

入学直後の早期段階から教職への意識付けを図るため、三重大学において、教育学部以外の1年生を対象とした説明会を実施し、学生の教職志望者の確保を進めています。

また、学校現場での実務体験機会として「教育アシスタント」に加え、大学1年生を対象とした「プレアシスタント（※）」を通じて、より多くの学生が在学中の早い段階から教職を身近に感じられる環境づくりを大学と連携して進めています。

さらに、県外の大学や、多様な学生が集まる各種イベント等へも積極的に赴き、教職の魅力伝えるガイダンスや、採用試験情報の提供を行う説明会を開催するほか、県内大学の教職講座に対しては県教育委員会事務局の職員を講師として派遣する取組も継続しています。

※プレアシスタント：令和6年度から本格的に開始。教職を志す1年生を対象とした学校現場体験。三重大学単独の取組であったが、現在は県内の他大学へも拡大。

(参考) <令和7年度 実績>

- ・ 教職ガイダンス（大学等 R6:24校→R7:28校、高等学校 R6:8校→R7:16校）
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数：108校 のべ255人
- ・ 三重大学・皇學館大学「プレアシスタント」：県内5市の小中学校で受入れ
(三重大116人、皇學館大15人)
- ・ 三重大学の教職講座への講師派遣：5講座 7人
- ・ 皇學館大学の教職講座への講師派遣：3講座 4人

② 高校生へのアプローチ

将来的な教員志望者の裾野を広げるため、高校生を対象とした教職ガイダンスを実施しています。ガイダンスでは教職の魅力ややりがい伝えるとともに、教員免許状の取得に向けた機運の醸成や、免許取得方法の紹介を行っています。

県内の普通科高校だけでなく、専門高校の生徒に対しても、その専門性を生かした教職への道や教員免許状の取得方法に関する説明会を実施し、早期からの興味関心の醸成を図っています。

③ 社会人等へのアプローチ

昨年度は、初めて転職フェア（合同企業説明会）に出展し、教職への転職等を検討している層に対するアプローチを行い、4人が採用試験に申し込んでいます。

また、教員確保に課題を抱える「工業」分野の対策として、「工業」分野に特化したオンライン説明会を開催し、4人が採用試験に申し込んでいます。

これらの取組は採用試験の申込者につながったことから、今年度も転職イベント（合同企業説明会）への参画や、特定の校種・教科等にターゲットを絞ったオンライン説明会の実施など、社会人層の教職への興味・関心、挑戦を後押しする取組を進めていく予定です。

(参考) <令和7年度 実績>

- ・ 転職フェアへの出展：1回（名古屋） 相談22件
- ・ 工業教育に関するオンライン説明会：1回 参加者数10人

(2) 採用試験の工夫・改善

令和9年度採用試験において、大学3年生等特別選考の対象を全校種・教科等へ拡大し、より多くの大学生に受験機会の充実を図りました。

なお、前年度の同選考1次試験合格者218人のうち189人(86.7%)が令和9年度の採用試験(2次試験)を申し込むに至り、志願者確保につながっています。

このほか、多様な人材を確保するため、以下の工夫・改善を実施しています。

- 元教員特別選考

さまざまな理由により一度離職した元教員の再採用を目的とした選考

- 社会人特別選考(工業・福祉)

教員免許状を保有しないものの、優れた知識や経験等を有する社会人を対象とし、特別免許状の授与を前提とした選考

- 常勤講師を対象とした選考免除

講師として勤務実績がある受験者を対象とした、第1次試験の全部または一部免除措置

加えて、産休・育休取得時の代替講師確保という課題に対し、一定数の産育休取得を見込み、その代替としてあらかじめ正規教員を先行して計画的な採用を行っています。

(参考)

<大学3年生等を対象とした特別選考の実績>

- ・ 令和7年度採用試験 申込者数167人(小学校教諭のみ)受験率95.8%
- ・ 令和8年度採用試験 申込者数225人(小学校教諭のみ)受験率100%

<令和7年度特別免許状の授与を前提とした採用試験の実績>

- ・ 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を対象に特別免許状の授与を前提とした、工業・看護の採用試験：合格者数3人(看護)

(3) 講師確保に向けた取組

学校現場における講師の安定的確保を図るため、潜在層の掘り起こしや多様な人材へのアプローチに取り組んでいます。

具体的には、退職教員や教員免許状を保有しながら他業界で就労している方などを対象に、免許状の活用や正規・講師といった多様な働き方について個別相談を行う「みえの未来の先生」相談会を県内各地で開催します。

また、県外からの移住希望者等を対象としたイベント等において、本県における教職の魅力や勤務環境について情報発信に取り組めます。

さらに、講師名簿に登録されながら教職に就いていない方や、直近の教員採用試験における不合格者に対して講師登録への働きかけを行うとともに、採用試験と連動した「育児休業等代替任期付職員」等の選考を実施し、年度当初および年度途中における欠員の未然防止と代替配置に努めます。

(参考) <令和7年度 実績>

- ・ 「みえの未来の先生」相談会の実施：6回(津、熊野、伊賀、四日市、東京、伊勢)
：参加者数45人、講師登録者数12人
- ・ みえ移住フェア2025への出展：3回(名古屋、大阪、東京) 相談13件

3 今後の対応方針

引き続き、教職の魅力発信、教員採用試験の工夫・改善、ならびに大学生・高校生を対象としたガイダンスの充実など、あらゆる取組を進めていきます。

とりわけ、大学生の受験者数減少の要因となっている「長時間労働」「授業の指導力」「保護者対応」に対する不安の解消を進めるため、具体的な取組やデータ、現場教員の声を提供していきます。

あわせて、教員の事務業務を補助・代行するスクール・サポート・スタッフ（SSS）やスクールカウンセラーなど、専門人材や地域人材の確保・配置も進め、学校における働き方改革を進めます。

教員そのものの「働きやすさ」と「働きがい」を高め、その成果を教職の魅力とあわせて発信していくことで、三重県の教職志望者の増加へとつなげていきます。

6 三重県部活動ガイドラインおよび 地域クラブ活動の推進等に関する方針（最終案）について

1 改訂の経緯

国は、中学校における部活動の地域展開をさらに推進するため、令和8年度から13年度を「改革実行期間」としており、国としての考え方が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）として示されました。

※以前の国ガイドラインからの主な変更点

- ・地域クラブ活動の認定制度の導入
- ・スマートフォン等の普及に伴う生徒間のトラブルなど現代的な課題への対応

県では、令和5年12月に策定したガイドラインを、国の新たなガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下、県ガイドライン）として改訂することとし、市町の意見聴取、パブリックコメントを実施のうえ、令和8年6月5日の「部活動のあり方検討委員会」での協議を経て最終案をとりまとめました。

2 主な改訂の内容

（1）地域クラブ活動の認定制度の導入

①認定制度の概要

市町が定める認定要件および認定手続きに基づき、市町が認定を行います。
（ガイドラインの中で、認定要件のモデルを示します。）

②認定のメリット

- ・財政支援（国補助の対象）
- ・学校施設の優先利用、県立学校体育施設使用料の減免

（2）現代的な課題への対応

① I 「三重県部活動ガイドライン」（対象：中学生・高校生等）

【項目の更新】

- ・「2（6）体罰等の根絶」→「2（6）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶」

【主な追記事項】

- ・スマートフォン・SNS等の普及に伴う生徒間でのトラブルが、誹謗中傷等の人権侵害および犯罪につながりうることを指導し、生徒同士の不適切行為の防止にも留意する。
- ・不適切行為の防止、生徒指導・保護者対応、安全管理・事故対応等、指導者に対する具体的な研修内容の例示。

- ・落雷の具体的な兆候や活動の中止、中断の判断が的確に行えるよう、気象庁提供情報を活用した対応を明記。

3 パブリックコメントの結果および意見に対する県の考え方

別紙1・2のとおり

4 中間案からの変更点

パブリックコメントの結果をふまえた、中間案からの変更点は次のとおり

I 三重県部活動ガイドライン 1 (3) 安全面への配慮 1文目

【意見の概要】

安全面への配慮が必要なのは「体育・スポーツ活動」「運動部活動」に限らないことから、より広く「部活動」全般について安全面への配慮の義務があることを明記し、「学校管理下における危機管理マニュアル」等を用いた対応がなされるようにしてはいかかがか。

【修正前】

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられます。

【修正後】

部活動は、運動部・文化部を問わず、準備段階等も含め、状況によって怪我や事故等につながる可能性があり、場合によっては重篤なケースに至ることも想定されます。

5 今後の対応

(1) 改訂および周知

令和8年7月 改訂、ホームページにおいて公表・運用開始

市町教育委員会、県立学校への周知

私立学校等への情報提供（環境生活部）

(2) その他

部活動における生徒輸送の安全対策等については、現在実施中の現状調査の結果を精査するとともに、国の動向を注視し、必要に応じて本ガイドラインの改訂について検討を行います。

パブリックコメントの結果概要

1 パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和8年4月17日から令和8年5月16日まで

2 意見内容

(1) 意見数

28 件のご意見をいただきました。これらの中には、同内容の意見も含まれていたことから、整理のうえ 24 件に集約しました。

(2) 項目別意見件数

項目	意見数
はじめに	
I 三重県部活動ガイドライン	
1 学校教育の一環としての部活動	4
2 適切な部活動の運営の在り方	4
II 地域クラブ活動方針	
1 部活動改革の基本的な考え方・方向性	4
2 地域クラブ活動の在り方および認定制度	4
3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	3
III 大会等の在り方の見直し	1
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
3 生徒の安全確保	
4 全国大会をはじめとする大会等の在り方	
IV 関連する制度の在り方	
1 教師等の兼職兼業	1
2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	1
巻末資料「認定要件・確認事項」	
全般	2
合計	24

(3) 対応状況

対応区分	件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	1
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	8
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	14
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	1
合計	24

三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）でいただいたご意見と県の考え方（別紙2）

対応区分	①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	②反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。	(県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体、実施主体が県教育委員会(県)以外のもの。)
	⑤その他(①～④に該当しないもの)	

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関係のないご意見等が提出された場合は、そのご意見について公表していません。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人等の権利、競争上の地位やその他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

意見番号	事項	中間案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	I 1 (2) ① 生徒の健全な成長の視点から	部活動に参加する精神的・肉体的負担が大きくなならないよう、「勝ち負け」「コンテスト」にこだわらず、交流を目的としたレクリエーション的に参加できる部活動のありかたを認めるような記述を積極的に加えるべきである。(ゆるく参加できることができる部活動を積極的な設置をめざす)	②	I 1 (2) ②「生徒にとって望ましい部活動の視点から」において、「多様な生徒のニーズに応えるため、学校の実情に応じて、複数の部活動の所属を認めたり、レクリエーションに重点を置いた活動の機会を設けたり、多様な種目を体験できるマルチスポーツ部や総合文化部等を設置したりするなどの工夫も、持続可能な活動環境を構築する上で有効な選択肢となります。」としています。
2	I 1 (2) ② 生徒にとって望ましい部活動の視点から	適正な配置とありますが、人事異動で部活動の専門性を考慮して異動していない状況があります。学校でやりくりするのも難しい現状があります。また、生徒が希望制であれば教職員も希望制にするべきでは、という声もあがっています。	③	専門性を有しない顧問の負担軽減のために、会計年度任用職員として、県教育委員会や各市町において部活動指導員が任用されています。部活動指導員は、単独での指導、引率を行うことができることとしており、その活用や、複数顧問の配置など、今後も持続可能な部活動の運営に向けた取組を進めてまいります。

3	I 1 (3) 安全面への配慮	安全面への配慮が必要なのは「体育・スポーツ活動」「運動部活動」に限らないことから、より広く「部活動」全般について安全面への配慮の義務があることを明記し、「学校管理下における危機管理マニュアル」等を用いた対応が為されるようにしてはいかがでしょうか？ 例えば、いわゆる文化系部活とされる吹奏楽や合唱などでは生徒が「熱中症」「脱水症状」に襲われることがありますし、化学部などでは取り扱いに注意を要する薬品類を扱うことも多いなど、安全面への配慮が必要に思います。	①	貴重なご意見ありがとうございました。部活動全般についての記載となるよう「部活動は、運動部・文化部を問わず、準備段階等も含め、状況によって怪我や事故等に繋がる可能性があり、場合によっては重篤なケースに至ることも想定されます。」と修正しました。
4	I 1 (3) 安全面への配慮	「部活動」そのものだけでなく、付随する様々な行動についても、子どもを参加させる場合には安全面への配慮が必要であることを明記してはいかがでしょうか？ 例えば器具等の事前準備であったり、移動であったりを想定しています。本年のGWに磐越道で起きた事故のような事例も想定し、記載を見直すことを勧めます。	③	具体的な安全対策については、I 2 (7)「安全管理と事故発生時の対応」中の表に整理しています。 なお、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。
5	I 2 (2) 参加大会等の精選	参加する大会やコンクールの精選のほかに、「大会に参加しない」ことを方針とする部活動の存在を認めるような記述を積極的に加えるべきである。	②	I 2 (2) ②「生徒にとって望ましい部活動の支援から」において、「多様な生徒のニーズに応えるため、学校の実情に応じて、複数の部活動の所属を認めたり、レクリエーションに重点を置いた活動の機会を設けたり、多様な種目を体験できるマルチスポーツ部や総合文化部等を設置したりするなどの工夫も、持続可能な活動環境を構築する上で有効な選択肢となります。」、という箇所「大会に参加しない」ことも含む多様な部活動のあり方を示しています。
6	I 2 (4) 適切な部活動指導に向けた研修 I 2 (6) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶	・指導員への研修についての記述が不明確であるため、実施の主体者を含め、研修の必要性を明確に記述すべきである。	②	I 2 (4)「適切な部活動指導に向けた研修」において「県および学校の設置者は、指導者を対象に、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識・技能、暴力等の不適切行為の根絶、適切な休養日・活動時間設定の順守徹底等に関する研修を計画的に実施します。特に、部活動指導員等については、定期的な研修を確実に実施する必要があります。」としています。

7	I 2 (5) ② 地域人材の活用について	<p>地域によっては、地域の人材、指導者が不足している地域、山間部など移動に時間を要する地域を多く抱える市町もある。その中で、部活動指導員をどのように配置するのか、指導員を配置していく範囲をどうするかなどを考える必要があるように感じる。(地域に拠点が一つだと参加が難しい地域が存在します。)</p> <p>地域クラブ活動を考える際にも、指導者不足等、様々な要因から一つの地域では結成が難しい場合など市町をまたいだ結成をすることも必要であり、また、地域にクラブがなく、他地域において所属を考える生徒もいる。そうした際、そのクラブや個人を市町村がどのように支援していけるのか、県として支援していくのかなど検討をしていただきたい。</p>	③	<p>単独市町での地域クラブ活動が難しい市町については昨年度、国の実証事業により、複数の市町による広域連携への支援が行われましたが、今年度も国の補助事業において同様の取組が実施されます。また、国の補助事業を活用した移動手段の確保も考えられます。</p> <p>なお、市町をまたいだ地域クラブ活動について検討する際には、II 3 (1) ②「国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担」において、県として「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町等に対するきめ細かな支援等を実施」、市町等は「改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施」としています。</p> <p>なお、令和8年度の県単補助事業では、コンサルタント派遣に係る費用を対象とし、地域展開に取り組む市町の支援に取り組んでいます。</p>
8	I 2 (7) 安全管理と事故発生時の対応	<p>遠征等に関わる生徒の輸送について安全に部活動ができるよう、ガイドラインで明記を要望します。</p>	③	<p>具体的な安全対策については、I 2 (7)「安全管理と事故発生時の対応」中の表に整理しています。</p> <p>なお、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。</p>
9	II 1 (3) ① 基本的方針	<p>改革の方向性および役割分担として、「中学校等を設置する市町等が改革の責任主体となり」とあるが、「市町等」とは、行政なのか教育委員会なのか、あるいは地域クラブなのか、具体的にどこを示すのかを明確にすべきである。市町における体制整備については、「様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要」といった記述もあり、とりくみをすすめるにあたってはさまざまな部署が協力することは当然ではあるが、改革をさらに前へすすめていくためには、責任主体をはっきりさせることが必要である。</p>	③	<p>改革の責任主体は、「中学校等を設置する市町等」であり、市町により、地域クラブ活動を運営する主体は教育委員会あるいは首長部局の双方を想定しています。</p>
10	II 1 (3) ③ 留意事項イ・ウ	<p>急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることはとても大切だと感じる。</p> <p>しかし、地理的要因や指導者不足といった事情、市町の財政状況によって、改革の進捗に大きな影響があることは現状として明確である。地域によって差が生じないように「国・県・市町等の支えあい、民間企業等との連携や寄附等の活用等」以上に、さらなる財政的な支援が必要である。</p> <p>また、家庭的な経済状況が、スポーツ・文化芸術活動へのかかわり方につながる懸念される。そのため、すべての子どもたちが体験することができるよう、経済的な支援の充実を求める。</p>	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p>

11	Ⅱ 1 (3) ③ 留意事項ウ	<p>◎財政的な支援の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ化することで、校区外へ出る機会がより増えることが予想できる。現状、地域クラブまでの移動手段がないという理由から、やむを得ず断念する声もある。家庭的な経済状況のみならず、子どもの居住区や交通の便等の環境によって差が生じないよう、確実な措置の具体案の記述も必要と感じる。 	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p>
12	Ⅱ 1 (3) ③ 留意事項イ	<p>市町の財政状況によって、各地域の指導員の確保にも影響が出ると考える。社会資源のある市町は財政的な支援も可能であろうが、東紀州地域など過疎化の進んでいるところでは、企業スポンサーのサポートもなく、公的な助成がない限り、部活動の改革を進めることは難しい。東紀州地域の中・高の部活動の部員数は年々減り続けており、指導員のモチベーションも下降していると聞きます。公的な抜本的財政保障がない限り、地域の部活動は衰退していくと思われる。また教員の兼業制度の活用も財政面でのバックアップがない限り、参加するものは増えていかないと思われる。</p> <p>令和8～13年の6年間の改革実行期間において具体的な財政支援施策をいっそう分かりやすく掲げていただきたい。</p> <p>また、公益財団法人日本スポーツ協会やパートナー契約された企業団体には、全県下的に展開され、過疎が進む地域へも積極的な財政的支援をお願いしていただきたい。</p>	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p> <p>あわせて、改革実行期間における財政支援等については、より充実したものとなるよう、現在、国に対して広域的な地域クラブ活動を統括するコーディネーターや、地域クラブ活動を統括する運営団体をマネジメントする人材及び指導者の発掘・育成について、国における全国共通の研修プログラムの整備、教材の標準化など、財政的支援を含む統一的な基盤の構築への技術的な支援等を要望しています。</p> <p>おって、地域格差の解消を図ることは重要であると認識しており、公益財団法人日本スポーツ協会と連携を図ってまいりたいと思います。</p>
13	Ⅱ 2 (1) 地域クラブ活動の在り方 Ⅱ 2 (2) ② 想定される認定の効果	<p>地域クラブの指導者が、大会やコンクールにおいて勝利至上主義に偏った指導をすることのないよう、強調すべきである。</p>	②	<p>認定要件のモデル①「三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること」の具体的な確認事項として、「生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力を育てることを目指した活動であること」と示しており、ここには、市町において認定された「認定地域クラブ活動」で指導する「認定地域クラブ活動指導者」のあり方も含んでいます。</p>

14	Ⅱ 2 (2) 地域クラブ活動に関する認定制度	◎地域クラブに関する認定制度について ・認定要件を満たさない場合でも地域クラブとして存在してもよいと読み取れた。そもそも、認定要件を満たさない地域クラブがあることは三重県としてよいのか。	③	認定制度は一定の水準を満たす地域クラブ活動が、公的支援の対象として位置付けられ、学校部活動の継承先として適切に運営されることを目的としています。 そのため、活動内容や安全管理体制を定期的に確認する上でも、各市町において認定制度の整備を検討していただくことが望ましいと考えます。
15	Ⅱ 2 (2) 地域クラブ活動に関する認定制度	地域クラブ活動の認定の実施、ヒアリング・現地確認等、そして不正があった場合等の認定取消しを「市町等」がおこなうことが記述されているが、「市町等」とは、具体的にどこを示すのかを明確にすべきである。	②	改革の責任主体は、「中学校等を設置する市町等」であり、市町により、地域クラブ活動を運営する主体は教育委員会あるいは首長部局の双方が想定されることから、「市町等」と記載しています。
16	Ⅱ 2 (2) ④ 認定要件のモデルについて	・暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の根絶についての指導員に対する研修は、必修とすべきである。	②	「『認定要件』および『確認事項』」④に「公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること」と示すとおり、地域クラブ活動の認定には研修を受講している指導者が携わっている必要があります。また、認定要件④の具体的な確認事項の1つ目に、「地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）」と示しています。
17	Ⅱ 3 (1) ③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	現場の声で一番多いのは、地域クラブとの連携が平日の勤務時間内のできるのかということところです。一貫性を確保するという部分での連携の必要性は感じているものの、いつ・どのタイミングで行うのかという部分が時間外を想定されているように感じ、不安感や不満感が現場ではささやかれています。子どもたちに不利益にならない形かつ、教師の負担増にならない形を現場の声をひろいながら進めていただきたいと思います。	③	現場の先生方の思いについては、承知しています。Ⅱ 2 (2) ④「認定要件のモデルについて」の⑦には、市町の認定を受けようとする地域クラブは、活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校及び市町と情報共有を行っている必要があることが示されています。なお、子どもたちにとって不利益や、教員の負担増にならないよう、Ⅱ 3 (1) ③に示すとおり、活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICTや既存の協議会を活用するなどし、学校の負担軽減につなげていただきたいと思います。

18	Ⅱ 3 (2) ③ 活動場所の確保	本地域は地域クラブのモデル事業が一部種目でスタートして1年経ちました。これから全種目移行となる中で一番の課題は活動場所の確保と学校設備・用具の使用についてです。現在は学校部活動と共用でグラウンドを使用し、指導員が教員のため調整がスムーズに行われ問題が起きていません。教員の手から土日の活動が離れたとき、その調整をどのように行っていくか、また複数の地域クラブが同じ活動場所を希望した時に調整が困難になることが予想されます。学校設備・用具を使用する場合の倉庫の鍵の管理は、当該学校教員が出勤しなくてもよい仕組みの構築をお願いします。	③	活動場所の確保や管理運営の効率化等については、Ⅱ 3 (2) 「③活動場所の確保」の、「ii) 具体的な取組内容(例)」に、ICTの活用による予約システムの構築やスマートロックの投入等について示しています。現在、地域クラブ活動の際に学校設備や用具を効果的に活用するための方策について好事例を共有するとともに、部活動の地域展開にあたり必要となる中学校の設備改修(用具保管庫設置やスマートキー設置のための扉改修等)にかかる国の補助事業の活用を働きかけるなど取組を進めています。
19	Ⅱ 3 (2) ⑤ 生徒の安全・安心の確保	事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を適切に実施するための監督機関や責任の所在をしっかりと明記する必要があります。その立場を市町ごとで設定するのであれば、そのことがわかるような記述が必要である。	②	Ⅱ 3 (2) ⑤「生徒の安全・安心の確保」の「ii) 具体的な取組内容(例)」に、「責任の所在の明確化、事後対応・再発防止」を示しています。
20	Ⅲ 大会等の在り方の見直し(全般)	そもそも、学校教員の労力を当てにしなくては実施できない大会は開催すべきではない。学校教員に「職務専念義務」を課しながら、兼職兼業を認めることは矛盾する。「適切な労務管理」といしながら、スポーツの世界にありがちな「上意下達」がまかり通ると、教員の真意がゆがめられる可能性がある。	③	Ⅲ 4「全国大会をはじめとする大会等の在り方」において、大会の在り方について示しています。また、Ⅳ 1「教師等の兼職兼業」イに「兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する」とあるとおり、本人の意思によることが前提となります。
21	Ⅳ Ⅰ 教師等の兼業兼職	部活動の地域展開は、地域の実情に応じ、またお互いの共通理解の下、とりくんでいかなければならないが、中心となるのは現に指導している教職員ではないかと思えます。他県でもとりくみが進んでいるが、兼業兼職を行うにあたっては、希望者が負担なくスムーズに手続きができるようなシステムが必要であるように思えます。兼業兼職を望まない教職員が休日の参加を強いられることのないように十分に配慮される必要もあります。高等学校の現場では熱心に部活動指導をされている教員が多いです。その指導者が納得できる環境づくりをお願いします。	②	Ⅳ 1「教師等の兼職兼業」イに「兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する」とあるとおり、本人の意思によることが前提となります。また、高等学校における部活動の地域展開については、国からも具体的に方針が示されておらず、引き続き部活動ガイドラインを遵守した部活動の運営を支援するとともに、部活動指導員補助制度の創設及び地方自治体独自の取組への財政支援を行うこと、並びに今後の部活動の在り方を示すことを国へ要望しています。
22	Ⅳ 2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取り扱い	◎調査書の記載に関する中学校との連携について ・進路業務はその内容から、負担感が重い業務である。その上地域クラブ活動の運営団体等と情報共有を行うともなると、その業務がひとつ増加する印象が強く、より負担を感じる事となる。「想定される」ではなく、実際にそれが現実になることは容易に想像できる。文言および対応策の明記も必要ではないが。	③	学習指導要領における取扱いにも記載されているとおり、地域クラブ活動は学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であることや、当面は平日を中心に学校部活動が存続する学校もあることが想定されることから、地域クラブと学校の連携は、今後大切になります。一方で、連携の在り方については、各市町の実態に応じて様々な取組が考えられるため、「想定される」と記載しています。

23	「全般」	<p>部活動における安全面への配慮についての意見を、その他の箇所の部活動および地域クラブ活動に関する記述においても反映させてはいかかでしょう？</p> <p>即ち、特定の分野に限らず、広く部活動および地域クラブ活動について安全面への配慮が為されること、これらの活動だけでなく付随する行動（準備、移動等）についても活動同様に安全面への配慮が為されることを徹底することを検討頂きたいと思えます。</p>	③	<p>全体を通して記載されている内容及び参考文献をご確認いただくことや、部活動および地域クラブ活動における（準備・移動等も含む）安全面への配慮が為されることについて、各市町の担当者会議や、県が主催する研修会等で徹底していただくよう周知していきます。また、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。</p>
24	「全般」	<p>「スポーツや文化芸術活動」がもつ教育的価値・文化的価値をそこなわない方針にしていく必要があると考えます。今までは、それらを「部活動」が担ってきました。</p> <p>今のガイドラインでは物足りない、と感じている生徒はクラブチームとして活動していることが多い現状があります。クラブチームとなれば、金銭的な面での負担が増えます。部活動であれば、経済的に困難な子どもも一定の基準で活動することが可能でありましたが、今は難しい現状であります。子どもが部活動含め「スポーツや文化活動」に対して色々な選択肢をもてるような制度等が必要であると考えます。今後の展開で子どもたちの未来をよりよいものにしていきたいと願います。</p>	⑤	<p>将来にわたり県内の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させていくことを目的として、部活動改革は進められています。今年度より、市町において認定を受けた「認定地域クラブ活動」を対象とした、国の補助事業による支援が始まりました。また、県の補助事業についても令和6年度から継続しています。今後も子どもたちが、それぞれの状況に応じて活動を選択できるよう、様々な視点から取組を進めてまいります。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p>

「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（最終案）」全体構成（別紙3）

※「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校等および県立高等学校等を対象とし、「地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」「関連する制度の在り方」は公立中学校等の生徒の活動を主な対象としています。

I 三重県部活動ガイドライン

- | | | |
|------------------|---------------------|-------------------|
| 1 学校教育の一環としての部活動 | 2 適切な部活動の運営の在り方 | |
| (1) 学校部活動の意義 | (1) 適切な活動計画の作成と共通理解 | (5) 部活動指導の在り方の見直し |
| (2) 部活動の現状と課題 | (2) 参加大会等の精選 | (6) 暴力・暴言・ハラスメント、 |
| (3) 安全面への配慮 | (3) 休養日・活動時間の設定 | いじめ等の不適切行為の根絶 |
| | (4) 適切な部活動指導に向けた研修 | (7) 安全管理と事故発生時の対応 |

II 地域クラブ活動方針

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 部活動改革の基本的な考え方・方向性 | 3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応 |
| (1) 改革の理念 | (1) 推進体制の整備 |
| (2) 取組の類型・名称（地域展開・地域連携） | (2) 各種課題への対応 |
| (3) 改革の方向性 | (3) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等 |
| 2 地域クラブ活動の在り方および認定制度 | |
| (1) 地域クラブ活動の在り方 | |
| (2) 地域クラブ活動に関する認定制度 | |

III 大会等の在り方の見直し

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

IV 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

「認定要件」および「確認事項」

7 審議会等の審議状況について（令和8年2月17日～令和8年6月2日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和8年5月20日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委員 浅井 美代 他9名 （出席者12名）
4 諮問事項	次期県立高等学校活性化計画の策定について
5 調査審議結果	諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和8年7月頃

2 三重県教育職員特別免許状授与審査会

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査会
2 開催年月日	令和8年2月20日
3 委員	宮岡 邦任 他7名 （出席者6名）
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	<p>任命権者等から推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請 10 件について審査が行われ、特別免許状を授与することが妥当である旨の意見書が、県教育委員会へ提出されました。</p> <p>※特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委員会が免許状を授与するものです。</p>
6 備考	次回開催予定：未定

3 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	令和8年度第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和8年4月24日
3 委員	会長 松岡 美江子 副会長 中村 佳子 委員 磯部 由香 他7名 (出席者10名)
4 諮問事項	国事業「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」に係る本県の計画について
5 調査審議結果	国事業「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」における本県の計画について審議しました。
6 備考	次回開催予定：令和8年10月頃

4 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）
2 書面決議日	令和8年4月24日
3 委員	会長 宮岡 邦任 副会長 辻 晃子 委員 田中 直子 他17名
4 諮問事項	令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）について
5 調査審議結果	市町教育委員会等に対して指導、助言または援助するための資料について審議を行い、決定されました。
6 備考	

5 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和8年3月2日
3 委員	座長 池山 敦 委員 奥村 隆志 他5名 (出席者6名)
4 諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5 調査審議結果	「三重県社会教育委員の会議審議のまとめ」(案)および令和8・9年度の審議テーマについて、意見をいただきました。
6 備考	次回開催予定：令和8年7月8日